

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟
資産管理規程

(目的)

第1条 規程は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟の定款第5章に基づき、この法人の資産管理の方法を定めたものであり、この法人の資産管理に関しては、法令及び定款に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(善管義務)

第2条 役員は、この法人の資産管理について善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(管理責任者)

第3条 資産管理責任者は理事長とする。

2 理事長は、事務局長もしくは理事に資産の管理事務を行わせることが出来る。

(台帳整理)

資産管理については、定款第37条の区分ごとに台帳を備え、その増減を記帳整理しなければならない。財産に移動があった都度又は月末に記帳整理し、常に資産整理の状況を把握しておかなければならない。

(理事会等への報告)

第4条 理事長は資産管理状況について、年一回、理事会に報告しなければならない。

(資産の取得価格)

第5条 資産の取得価格は次によるものとする。

- (1) 制作した者は直接原価及び付帯経費
- (2) 購入した者は、購入価格および付帯経費
- (3) 無償で取得した者を取得時の時価
- (4) 交換によるものは、交換提供物の帳簿価格

(基本財産の処分等)

第6条 基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年7月24日から施行する。